

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	諸外国における行政による養育費の確保
他言語論題 Title in other language	Role of the Administrative Branch of Government in Ensuring Child Support around the World
著者 / 所属 Author(s)	藤戸 敬貴 (Fujito, Yoshitaka) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 行政法務課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	814
刊行日 Issue Date	2018-11-20
ページ Pages	49-64
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	諸外国における養育費を確保するための行政による施策を紹介する。具体的には、ドイツ、スウェーデン、フランス、アメリカ、イギリス及びオーストラリアの制度を紹介する。

* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

諸外国における行政による養育費の確保

国立国会図書館 調査及び立法考査局
行政法務課 藤戸 敬貴

目 次

はじめに

I ドイツ

- 1 概要
- 2 養育費立替請求権者
- 3 立替えの額
- 4 非同居親への求償

II スウェーデン

- 1 概要
- 2 養育費補助受給権者
- 3 養育費補助の額
- 4 返還義務

III フランス

- 1 概要
- 2 公会計官による公的取立て
- 3 家族支援手当の支給

IV アメリカ

- 1 概要
- 2 養育費の徴収
- 3 徴収された養育費の扱い

V イギリス

- 1 概要
- 2 養育費の徴収
- 3 徴収された養育費の扱い

VI オーストラリア

- 1 概要
- 2 養育費の徴収
- 3 徴収された養育費の扱い

おわりに

キーワード：養育費、養育費の立替え、養育費の徴収

要 旨

- ① 養育費を確保するための手段として、我が国では、強制執行や家庭裁判所による履行確保制度等の司法的手段がある。しかし、強制執行には様々なコストがかかること、家庭裁判所の履行確保制度は実効性に乏しいことが指摘されている。その一方で、諸外国に目を転ずれば、非同居親が養育費を支払わない場合に行政が一定額の範囲で立替えを行う制度や、行政が非同居親から養育費を徴収する制度を整備している国がある。
- ② ドイツでは、非同居親が養育費を支払わない場合又は非同居親の支払う養育費が民法典に定める最低扶養料に満たない場合、連邦及び州の政府が一定額を立て替える。養育費の立替えが実施された場合、同居親の非同居親に対する養育費請求権が州に移転し、州が非同居親に対して養育費を請求することになる。
- ③ スウェーデンでは、養育費補助が支給される。養育費補助が支給された場合、養育費支払義務者は社会保険庁に対して金銭を返還しなければならないが、返還額は養育費支払義務者の年収等によって異なる。
- ④ フランスでは、直接税と同様の方法による公会計官による公的取立ての制度に加え、家族手当金庫からの家族支援手当の支給という立替型の制度もある。
- ⑤ アメリカでは、各州に養育費履行強制機関が置かれている。養育費履行強制機関による養育費の徴収方法としては、非監護親の給与からの天引き、所得税還付金との相殺等がある。さらに、養育費履行強制機関がとり得る措置として、信用情報機関への滞納額の通知、運転免許証等の停止、パスポートの発行の拒否等がある。
- ⑥ イギリスでは、労働年金省による養育費サービスの一環として養育費の徴収がある。具体的な手段としては、給与からの天引き、口座からの引落とし等がある。また、裁判所に働きかけ、養育費支払義務者の財産の差押え等を行うこともできる。
- ⑦ オーストラリアでは、社会福祉省による養育費徴収サービスがあり、給与等、社会保障年金等又は家族税制優遇からの天引き、税還付金又は第三者からの回収等によって養育費を徴収する。また、出国禁止命令を出すことも可能である。

はじめに

我が国では、平成23年の民法（明治29年法律第89号）の改正⁽¹⁾により、監護を要する子の父母が協議離婚をする際に協議で定める「子の監護について必要な事項」として、「父又は母と子との面会及びその他の交流」と「子の監護に要する費用の分担」とが明記された（民法第766条第1項前段）⁽²⁾。また、この改正に伴って離婚届の標準書式が変更され、面会交流及び養育費の取決めの有無についてのチェック欄が設けられるようになった⁽³⁾。しかし、厚生労働省『平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告』⁽⁴⁾によれば、養育費の取決めをしている割合は母子家庭で42.9%、父子家庭で20.8%にとどまる。また、母子家庭のうち離婚した父親からの養育費を「現在も受けている」と回答したのは24.3%、父子家庭のうち離婚した母親からの養育費を「現在も受けている」と回答したのは3.2%である。

我が国における公的な養育費の確保手段としては、強制執行や家庭裁判所の履行確保制度等の司法的手段がある。しかし、強制執行には様々なコストがかかること、家庭裁判所の履行確保制度には実効性が乏しいこと等が指摘されている⁽⁵⁾。行政においても、厚生労働省の委託事業として「養育費相談支援センター」⁽⁶⁾が創設されて相談体制が整えられたが、養育費の徴収について強制力を有しているわけではない⁽⁷⁾。

諸外国に目を転ずると、司法による強制執行等以外にも、行政機関が主体となって養育費を確保するための施策（以下「養育費確保施策」という。）が実施されている。諸外国における養育費確保施策には、大別して2つの類型がある。第一は、非同居親が養育費を支払わない場合、国が養育費を立て替えるというものである（立替型）。第二は、国が養育費を立て替えるのではなく、あくまで非同居親から養育費を取り立てるというものである（取立型）⁽⁸⁾。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年9月15日である。[]は、筆者による補足である。本稿の為替レートは、日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（平成30年9月中において適用）」2018.8.20. <https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/kijun/kiju1809.htm> による。

- (1) 民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）
- (2) 平成23年の民法改正では、これらの事項を協議で定める場合においては「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」ということも明記された（第766条第1項後段）。
- (3) 「通達・回答 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍届書の標準様式の一部改正について 平成24年2月2日付け法務省民一第271号 法務局長、地方法務局長あて法務省民事局長通達」『戸籍時報』679号、2012.2、pp.112-131。もっとも、実際には養育費について取り決めていなくてもチェック欄にチェックを入れることはできるし、取決めの形式や内容についても問われることはないので、離婚届にチェック欄が設けられたことが養育費の確保にどの程度寄与するかは不明であるとの指摘がある（下夷美幸「子どもの貧困と日本の養育費政策」『家庭の法と裁判』12号、2018.1、pp.10-11）。
- (4) 「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」厚生労働省ウェブサイト <<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147.html>>
- (5) 下夷 前掲注(3)、pp.10-12。また、次の指摘を参照。「…[養育費支払の]不履行の場合に、裁判所を通じて養育費債権を実現しようとするときには、依然として多大なエネルギーとコストを要する。こうした事態を生じないようにする一つの制度的な工夫として、養育費の取立てに行政が関与する制度が考えられる。」碓井光明「行政組織を通じた養育費の取立て」岩村正彦・大村敦志編『個を支えるもの』東京大学出版会、2005、p.172。
- (6) 養育費相談支援センターウェブサイト <<http://www.youikuhisoudan.jp/>>
- (7) 下夷 前掲注(3)、pp.12-13。
- (8) 下夷美幸「イギリスにおける養育費政策の変容—子どもの貧困対策との関連から—」『大原社会問題研究所雑誌』649号、2012.11、p.1。なお、下夷教授は、本稿にいう立替型を「スカンジナビアモデル」、取立型を「アングロサクソンモデル」と呼称している。

本稿は、立替型の制度を採用する国としてドイツ及びスウェーデンを、立替型と取立型とを併用する国としてフランスを、取立型の制度を採用する国としてアメリカ、イギリス及びオーストラリアを取り上げ、それぞれの養育費確保施策について、各国の法律に即しながら簡潔に紹介するものである⁽⁹⁾。

I ドイツ

1 概要

ドイツにおける養育費の立替払は、1979年に成立した養育費立替法⁽¹⁰⁾において定められている。養育費の立替払は、連邦レベルでは連邦家族・高齢者・女性・青少年省 (Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend) が所管している⁽¹¹⁾。立替えの申請の受理等の手続については、各州の機関が担っている⁽¹²⁾。

2 養育費立替請求権者

養育費立替法において、養育費立替請求権 (Anspruch auf Unterhaltsvorschuss) を有する者の要件が定められている。すなわち、① 12歳未満であること、② ひとり親 (未婚の親、[配偶者又はパートナーと] 死別又は離別をした親) 又は配偶者若しくはパートナーと長期的に別居している親と同居していること、③ 民法典⁽¹³⁾第 1612a 条が定める最低扶養料⁽¹⁴⁾以上の養育費をもう一方の親から受け取っておらず又は定期的には受け取っていないこと、である⁽¹⁵⁾。

さらに、2017年の法改正⁽¹⁶⁾により、18歳未満の者についても、一定の条件を満たす場合には、立替えの請求を認めるようになった⁽¹⁷⁾。また、立替えを請求できるのは最長で72か月間とされていたが⁽¹⁸⁾、同じく2017年の法改正により、そのような制限は撤廃された。

申請等の手続は、養育費立替請求権者の同居親又は法定代理人が行う⁽¹⁹⁾。

(9) 本文で述べたとおり、本稿は、行政が主体となる養育費確保施策を紹介するものである。諸外国における養育費の決め方、司法的手段による養育費の確保等については、前澤貴子「離婚後面会交流及び養育費に係る法制度—米・英・仏・独・韓—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』882号, 2015.11.17. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9532035_po_0882.pdf?contentNo=1> を参照。

(10) Gesetz zur Sicherung des Unterhalts von Kindern alleinstehender Mütter und Väter durch Unterhaltsvorschüsse oder -ausfalleistungen (Unterhaltsvorschussgesetz) in der Fassung der Bekanntmachung vom 17. Juli 2007 (BGBl. I S. 1446). 2017年改正の概要については、Petra Birnstengel, „Änderung des Unterhaltsvorschussgesetzes: Neuerungen zum 1. 7. 2017“, *Das Jugendamt*, 2017(7・8), 2017, S. 330ff. <https://www.dijuf.de/tl_files/downloads/2017/Aenderung_des_Unterhaltsvorschussgesetzes_Neuerungen_zum_1.7.2017_JAMT-Heft%207-8_2017.pdf> を参照。

(11) „Unterhaltsvorschuss“, 1.1.2018. Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend website <<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/familienleistungen/unterhaltsvorschuss/unterhaltsvorschuss/73558>>

(12) 養育費立替法第9条

(13) Bürgerliches Gesetzbuch (BGB) in der Fassung der Bekanntmachung vom 2. Januar 2002 (BGBl. I S. 42, 2009; 2003 I S. 738)

(14) 最低扶養料 (Mindestunterhalt) については、野沢紀雅「ドイツ民法における未成年子の「最低扶養料 (Mindestunterhalt)」について—扶養法と租税法及び社会法の調和の試み—」『中央ロー・ジャーナル』7巻4号, 2011.3, pp.89-121 を参照。

(15) 養育費立替法第1条第1項

(16) Gesetz zur Neuregelung des bundesstaatlichen Finanzausgleichssystems ab dem Jahr 2020 und zur Änderung haushaltsrechtlicher Vorschriften (FANeuReG) vom 14. August 2017 (BGBl. I S. 3122)

(17) 養育費立替法第1条第1a項

(18) 2017年改正前の養育費立替法第3条

(19) 養育費立替法第9条第1項

3 立替えの額

毎月の立替えの額は、最低扶養料から第一子の児童手当の額を控除した額である⁽²⁰⁾。2018年1月1日以降の立替えの額は、表1のとおりである⁽²¹⁾。

なお、立替えの額のうち、40%を連邦が負担し、残余は州が負担する⁽²²⁾。

表1 ドイツにおける養育費立替えの額（2018年1月以降）

0～5歳	154ユーロ（約20,020円）/月
6～11歳	205ユーロ（約26,650円）/月
12～17歳	273ユーロ（約35,490円）/月

(注) 1ユーロ=130円。日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（平成30年9月中において適用）」2018.8.20。<https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/kijun/kiju1809.htm/>

(出典) „Unterhaltsvorschuss“, 1.1.2018. Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend website <<https://www.bmfsfj.de/bmfsfj/themen/familie/familienleistungen/unterhaltsvorschuss/unterhaltsvorschuss/73558>> を基に筆者作成。

4 非同居親への求償

養育費が立て替えられた場合、非同居親に対する養育費請求権が州に移転し、州が非同居親に対して養育費を請求する⁽²³⁾。ただし、非同居親が、社会法典第2編（求職者に対する基礎保障）⁽²⁴⁾に基づく給付を受け取っており、かつ、社会法典第2編第11条第1項第1文の意味における収入がない場合には、州は養育費請求権を行使しない⁽²⁵⁾。

なお、この求償によって回収した金額の40%は、連邦に支払われる⁽²⁶⁾。

II スウェーデン

1 概要

スウェーデンでは、養育費補助（underhållsstöd）の制度がある。この制度は、本稿の分類でいえば立替型に属することになる。

スウェーデンにおける養育費確保施策の歴史は長く、1937年に養育費の立替払制度が導入された（施行は1938年1月1日）⁽²⁷⁾。現在は、1996年に成立した養育費補助法⁽²⁸⁾を経て、2010年

(20) 養育費立替法第2条。また、野沢 前掲注(14), p.111も参照。

(21) „Unterhaltsvorschuss“, *op.cit.*(11)

(22) 養育費立替法第8条第1項

(23) 養育費立替法第7条

(24) 社会法典第2編の概要については、ドイツ社会法典研究会訳『社会法典第2編（求職者に対する基礎保障）・第12編（社会扶助）』ドイツ社会法典研究会, 2005, pp.2-10を参照。

(25) 養育費立替法第7a条

(26) 養育費立替法第8条第2項。なお、養育費の回収に関連して、2013年の養育費立替法改正（Gesetz zur Änderung des Unterhaltsvorschussgesetzes und anderer Gesetze (Unterhaltsvorschussentbürokratisierungsgesetz) vom 3. Mai 2013 (BGBl. I S. 1108)）によって第6条第6項が追加された。これは、養育費の回収について権限のある当局が、連邦中央税務庁に対し、養育費の回収に必要な情報を金融機関から取得するように要請することができるとするものである。養育費の回収率は、2015年においては23%であり、2010年の18%から上昇している（Deutscher Bundestag, Drucksache 18/7700, S. 3. <<http://dipbt.bundestag.de/doc/btd/18/077/1807700.pdf>>）。

(27) Lag (1937:383) om förskottering av underhållsbidrag till barn

(28) Lag (1996:1030) om underhållsstöd

に成立した社会保険法典⁽²⁹⁾の第 18 章及び第 19 章の規定に基づいて運用されている。養育費補助については、社会保険庁（Försäkringskassan）が所管している⁽³⁰⁾。

2 養育費補助受給権者

養育費補助を受給する権利を有するのは、両親が同居していない 18 歳未満の子である⁽³¹⁾。18 歳に達した者であっても、婚姻しておらず、かつ、就学中⁽³²⁾であれば、養育費補助の受給を延長することができる⁽³³⁾。ただし、この延長によって養育費補助を受給できるのは、20 歳に達する年の 6 月までである⁽³⁴⁾。

養育費補助は実際には親に対して支払われるが⁽³⁵⁾、18 歳以上の学生で受給期間を延長したもののについては、当該学生自身に支払われる⁽³⁶⁾。

3 養育費補助の額

養育費補助の額は、2010 年に社会保険法典が成立した時点では子 1 人当たり月額 1,273 クローナ（約 16,549 円）であったが、その後の法改正によって金額が引き上げられたほか、年齢に応じた区分が設けられるようになった。2019 年 1 月以降の区分及び金額は、表 2 のとおりである⁽³⁷⁾。もっとも、この金額は養育費補助の上限であって、養育費支払義務者が既に子に対して養育費を支払っている場合においては、その分だけ減額して養育費補助が支給されることになる⁽³⁸⁾。ある月における養育費補助の額が計算上 50 クローナ（約 650 円）未満となった場合は、養育費補助は支給されない⁽³⁹⁾。

表 2 スウェーデンにおける養育費補助の額（2019 年 1 月以降）

0～10 歳	1,573 クローナ（約 20,449 円） / 月
11～14 歳	1,723 クローナ（約 22,399 円） / 月
15 歳～	2,073 クローナ（約 26,949 円） / 月

(注) 1 クローナ = 13 円。日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（平成 30 年 9 月中において適用）」2018.8.20. <https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/kijun/kiju1809.htm>
(出典) 法令を基に筆者作成。

⁽²⁹⁾ Socialförsäkringsbalk (2010:110). 社会保険法典の概要については、樋口修「スウェーデンの子育て支援策」『レファレンス』721 号, 2011.2, pp.63-84. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050327_po_072103.pdf?contentNo=1>を参照。

⁽³⁰⁾ 「[社会保障施策について] 国レベルでは、社会省（Socialdepartementet）が法律・政策案の準備、国の予算作成を行う。細則の制定や実際の行政事務は、社会保険庁（Försäkringskassan）、保健福祉庁（Socialstyrelsen）などの独立性の高い多数の中央行政庁（myndighet）に大幅に委任されている。」厚生労働省『海外情勢報告 2017 年』2018, p.196. <<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/18/dl/t3-06.pdf>>

⁽³¹⁾ 社会保険法典第 18 章第 2 条第 1 項

⁽³²⁾ ただし、8 週間に満たない就学やパートタイムの就学の場合は、養育費補助の受給を延長することはできない（社会保険法典第 18 章第 6 条第 2 項）。

⁽³³⁾ 社会保険法典第 18 章第 2 条第 2 項及び第 6 条第 1 項

⁽³⁴⁾ 社会保険法典第 18 章第 14 条

⁽³⁵⁾ 社会保険法典第 18 章第 15 条

⁽³⁶⁾ 社会保険法典第 18 章第 18 条

⁽³⁷⁾ Lag (2018:743) om ändring i socialförsäkringsbalken (2019 年 1 月 1 日施行) による改正後の社会保険法典第 18 章第 20 条。なお、1 クローナ = 13 円。

⁽³⁸⁾ 社会保険法典第 18 章第 21 条

⁽³⁹⁾ 社会保険法典第 18 章第 32 条第 2 項

4 返還義務

養育費補助が支給された場合、養育費支払義務者は、子が受給した養育費補助の額の一部又は全部を、社会保険庁に支払わなければならない⁽⁴⁰⁾。

子1人当たりの返還額は、子の数及び養育費支払義務者の所得に応じて年単位で決定される⁽⁴¹⁾。具体的には、養育費支払義務者の年間所得のうち120,000クローナ（約1,560,000円）を超える部分をもとに基礎額を算出し⁽⁴²⁾、その基礎額に子の数に応じた数値⁽⁴³⁾を乗ずることで得られる。ただし、返還額は、養育費補助の額を上回ってはならない⁽⁴⁴⁾。また、毎月の返還額が50クローナに満たない場合は、返還義務が消滅する⁽⁴⁵⁾。

なお、養育費支払義務者の個人的又は経済的な事情によっては、社会保険庁は、返還義務の猶予（最長1年）⁽⁴⁶⁾又は免除⁽⁴⁷⁾を認めることができる。

Ⅲ フランス

1 概要

フランスでは、扶養定期金（*pension alimentaire*）⁽⁴⁸⁾が支払われない場合に同居親が採り得る手段として、①第三債務者からの私的取立て、②公会計官による公的取立て、③家族手当金庫からの家族支援手当の支給、という3つの手段がある⁽⁴⁹⁾。

①は、1973年に制度化された手段である⁽⁵⁰⁾。これは、扶養定期金債権者が扶養定期金債務者の債務者（第三債務者。扶養定期金債務者に対して給与支払義務を負う者等）から扶養定期金を直接に取り立てることを、一定の条件の下に認めるものである⁽⁵¹⁾。

本稿の主題と関連するのは、②及び③である。

(40) 社会保険法典第19章第2条

(41) 社会保険法典第19章第16条及び第17条

(42) 社会保険法典第19章第10条～第15条

(43) 子が1人の場合は14%、2人の場合は11.5%、3人以上の場合は $\{27 + (\text{子の数})\} \div (\text{子の数})$ という計算式によって得られた数値（社会保険法典第19章第17条）。

(44) 社会保険法典第19章第26条

(45) 社会保険法典第19章第27条

(46) 社会保険法典第19章第40条

(47) 社会保険法典第19章第45条

(48) フランスでは、両親が離別した場合の子の養育に関する分担は、扶養定期金の支払という形式によることを原則としている（フランス民法典第373条の2の2第1項）。田中通裕「注釈・フランス家族法（15）」『法と政治』65巻4号、2015.2、p.329。

(49) 栗林佳代「フランス」床谷文雄・本山敦編『親権法の比較研究』日本評論社、2014、p.192；田中通裕「注釈・フランス家族法（4）」『法と政治』62巻3号、2011.10、p.258。

(50) Loi n° 73-5 du 2 janvier 1973 relative au paiement direct de la pension alimentaire. 同法の主要な規定は2011年に廃止されており（Ordonnance n° 2011-1895 du 19 décembre 2011 relative à la partie législative du code des procédures civiles d'exécution）、現在は、民事執行法典（Code des procédures civiles d'exécution）法律部第2巻第1編第3章（L213-1条～L213-6条）及び規則部第2巻第1編第3章（R213-1条～R213-10条）において規律されている。フランス民事執行法典の翻訳として、法務省大臣官房司法法制部『フランス民事執行法典（法律部・規則部）』（法務資料466号）2018.2. <<http://www.moj.go.jp/content/001252248.pdf>> があり、本稿はこれを参考とした。

(51) 私的取立ての請求に当たっては執行吏の関与が必要とされている（民事執行法典L213-5条）。これにより、「債権者による濫用等の防止が図られている」とされている（法務省大臣官房司法法制部 同上、p.17）。

2 公会計官による公的取立て

公的取立ての制度は、1975年に新設された⁽⁵²⁾。扶養定期金債権者がこの制度の利用を共和国検事（procureur de la République）に申し立て、これが認められれば、管轄公会計官⁽⁵³⁾（comptable public compétent）が扶養定期金債務者から扶養定期金を直接税と同様の手続によって⁽⁵⁴⁾取り立てることになる。なお、この制度を利用するに当たっては、強制執行をしたにもかかわらず不首尾に終わったことが条件となっている⁽⁵⁵⁾。

公的取立てに際しては、扶養定期金の10%が取立費用として増額され、国庫に納められる⁽⁵⁶⁾。

扶養定期金債務者が死亡した場合又は債権の取立てが不可能である場合には、公的取立ての手続は終了する⁽⁵⁷⁾。扶養定期金債権者は、単独で又は扶養定期金債務者とともに、手続の終了を共和国検事に申し立てることができる⁽⁵⁸⁾。また、扶養定期金債務者が公会計官に対して12か月間にわたって支払をした場合、扶養定期金債務者は手続の終了を共和国検事に申し立てることができる⁽⁵⁹⁾。

公的取立てが終了してから2年以内に、再び1か月以上の債務不履行が生じた場合は、強制執行を経ることなく公的取立てを申し立てることができる⁽⁶⁰⁾。

このように、管轄公会計官による公的取立ては扶養定期金債権者にとって有益な制度であるが、この制度を濫用した場合は民事罰⁽⁶¹⁾の対象となる⁽⁶²⁾。

3 家族支援手当の支給

上述の私的取立て及び公的取立てのほか、フランスでは立替型の制度も用意されている。すなわち、家族支援手当（allocation de soutien familial）である⁽⁶³⁾。

家族支援手当は、もともとは1970年に創設された孤児手当であったが、1984年の法律⁽⁶⁴⁾によって適用対象が拡大されたものである⁽⁶⁵⁾。扶養定期金との関連に議論を限定すれば、扶養定期金の支払を免れ又は支払ができない状態にある親の子（20歳未満⁽⁶⁶⁾）について、家族手当金

⁽⁵²⁾ Loi n° 75-618 du 11 juillet 1975 relative au recouvrement public des pensions alimentaires. 以下脚注において「1975年法」という。民事執行法典 L161-3 条も参照。

⁽⁵³⁾ 公会計官は、国又は地方公共団体の債権の取立てや債務の弁済、資産等の維持や運用等を任務とする（山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会，2002，p.100；Raymond Guillien et Jean Vincent（中村紘一ほか監訳）『フランス法律用語辞典 第3版』三省堂，2012，p.97。（原書名：Lexique des termes juridiques, 16^e éd., 2007））。

⁽⁵⁴⁾ 1975年法第7条第1項

⁽⁵⁵⁾ 1975年法第1条及び第2条第2項。これを補充的性質という（田中 前掲注48）。

⁽⁵⁶⁾ 1975年法第7条第2項

⁽⁵⁷⁾ 1975年法第10条

⁽⁵⁸⁾ 1975年法第11条

⁽⁵⁹⁾ 1975年法第12条

⁽⁶⁰⁾ 1975年法第13条

⁽⁶¹⁾ 民事罰（amende civile）とは、「民事的法律により定められ、民事裁判機関によって宣告される金銭罰」のことである（山口編 前掲注53，p.27）。

⁽⁶²⁾ 1975年法第17条

⁽⁶³⁾ 社会保障法典（Code de la sécurité sociale）L523-1条～L523-3条及びL581-1条～L581-10条

⁽⁶⁴⁾ Loi n° 84-1171 du 22 décembre 1984 relative à l'intervention des organismes débiteurs des prestations familiales pour le recouvrement des créances alimentaires impayées

⁽⁶⁵⁾ 下夷美幸「養育費問題からみた日本の家族政策—国際比較の視点から—」『比較家族史研究』25号，2011，p.88；小山敬晴「フランスにおける家族給付の現代的展開—幼児受入手当の創設とその展開—」『比較法学』49巻3号，2016，pp.161-162。

⁽⁶⁶⁾ 近藤理恵『日本、韓国、フランスのひとり親家族の不安定さのリスクと幸せ』学文社，2013，p.76。

庫 (Caisses d'allocations familiales: CAF)⁽⁶⁷⁾ から家族支援手当が支給される。また、扶養定期金の支払はあるがその額が家族支援手当の額に至らない場合は、その差額が支給される⁽⁶⁸⁾。

扶養定期金が支払われない場合に支給された家族支援手当については、扶養定期金の立替えとしての性格を有することとなり⁽⁶⁹⁾、CAF は非同居親から扶養定期金を回収することになる⁽⁷⁰⁾。

ひとり親の子について支給される家族支援手当の額は、2018年4月以降は子1人当たり月額115.87ユーロ (約15,063円)⁽⁷¹⁾である。

ただし、家族支援手当の恩恵を受ける親が、他の者と婚姻し、PACS⁽⁷²⁾を締結し又は内縁関係⁽⁷³⁾に入った場合は、家族支援手当の支給は終了する⁽⁷⁴⁾。

IV アメリカ

1 概要

アメリカにおける養育費履行強制制度 (Child Support Enforcement Program) は、1975年に改正された連邦社会保障法による⁽⁷⁵⁾。中心となる行政機関は、連邦政府においては連邦保健福祉省 (Department of Health and Human Services) の下の養育費履行強制庁 (Office of Child Support Enforcement) である。各州には養育費履行強制機関 (Child Support Enforcement Agency) が置かれるが、その組織や名称等は州によって異なる⁽⁷⁶⁾。

各州は独自に養育費制度を設けているが、連邦社会保障法によって一定の統一が図られてい

(67) CAFについては、次のような説明がある。「CAFは、社会保障一般制度の一部門である家族部門を担当し、主な任務の一つは「家族を日常生活の中で支援すること」である。CAFは家族給付を直接支給する窓口として、60年以上その任務を果たし、現在は厚生省と財務省、住宅省の管轄下にある。／CAFは公的機関ではなく、労使その他の関係当事者の代表から構成される理事会を執行機関とする団体である。……／CAFのような組織は他国には存在せず、国際的に見てもユニークな制度である[る]」(福島都茂子『フランスにおける家族政策の起源と発展—第三共和制から戦後までの「連続性」—』法律文化社、2015、pp.25-26。引用中「／」は原文改行)。CAFによるひとり親家庭への支援については、同上、pp.50-56を参照。

(68) 社会保障法典 L523-1 条

(69) 社会保障法典 L581-2 条

(70) 近藤 前掲注(66)、p.52。

(71) Instruction interministérielle du 22 mars 2018 relative à la revalorisation au 1er avril 2018 des prestations familiales servies en métropole. <http://circulaires.legifrance.gouv.fr/pdf/2018/03/cir_43190.pdf> なお、1ユーロ=130円。もっとも、本文に記した額から社会保障負債返済拠出金 (Contribution au remboursement de la dette sociale: CRDS. 料率 0.5%) が差し引かれるため、実際には115.30ユーロ (約14,989円) が支給されることになる。

(72) 「民事連帯協約 [pacte civil de solidarité: PACS] は、異性であれ同性であれ、二人の成年の自然人によって、共同生活を組織するために締結される契約である。」(民法典第515条の1。田中通裕「注釈・フランス家族法(5)」『法と政治』62巻4号、2012.1、p.175.)

(73) 「内縁 [concubinage] は、異性であれ同性であれ、カップルとして生活する二人の者の間で、安定及び継続の性質を表す共同生活によって特徴づけられる事実上の結合である。」(民法典第515条の8。田中 同上、p.191.)

(74) 社会保障法典 L523-2 条第2項

(75) 本章の記述は、山口亮子「アメリカの養育費制度についての一考察」『産大法学』46巻3号、2012.12、pp.19-43; 同「アメリカにおける離婚後の親権制度」比較法研究センター『各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務報告書』2014.12、pp.83-128。法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/001130860.pdf>>; 下夷美幸「アメリカにおける養育費制度」棚村政行編著『面会交流と養育費の実務と展望—子ども幸せのために— 第2版』日本加除出版、2017、pp.292-297を主に参照した。

(76) 例えば、カリフォルニア州では児童扶養部 (Department of Child Support Services)、ペンシルベニア州では養育費履行強制局 (Bureau of Child Support Enforcement)、テキサス州では司法部 (Office of Attorney General) が管轄しているという (山口『産大法学』同上、p.31の訳語を本稿に合わせて一部変更した)。

る。連邦社会保障法では、非同居親の搜索、父親の確定（婚外子の場合）、養育費命令の確定、養育費の徴収等について規定されている⁽⁷⁷⁾。本稿では、養育費の徴収に関する規定を概観することとする。

2 養育費の徴収

当事者の合意又は裁判所の命令によって定められた養育費について、監護親（custodial parent）は、各州の養育費履行強制機関において履行手続をとることができる。そもそも養育費の額が定められていない場合は、養育費履行強制機関が養育費命令を出すことができる。養育費の額の決め方は、州によって異なる。

養育費の徴収の方法の枠組みは連邦法によって規律されており、原則的に、非監護親（noncustodial parent）の給与等からの天引き（withholding）によってなされる⁽⁷⁸⁾。ただし、天引きができる額には上限がある⁽⁷⁹⁾。

給与等がない非監護親については、所得税還付金がある場合には、所得税還付金との相殺によって養育費の回収がなされる⁽⁸⁰⁾。

養育費の滞納がある場合は、信用情報機関への滞納額の通知⁽⁸¹⁾、運転免許証等の停止⁽⁸²⁾等の措置をとることができる。さらに、2,500 ドル（約 277,500 円）以上の滞納がある者については、パスポートの発行を拒否することも可能である⁽⁸³⁾。

3 徴収された養育費の扱い

同居親が福祉給付を受給している場合は、各州の養育費履行強制機関によって徴収された養育費は、福祉給付の償還に充てられる。つまり、この場合、非同居親から養育費を徴収できたからといって、その分、同居親の得る給付が増えるわけではない。もっとも、一部の州では、徴収した養育費の一部を同居親に支払っている。一方で、同居親が福祉給付を受給していない場合は、徴収された養育費は同居親に支払われる⁽⁸⁴⁾。

このように、アメリカでは福祉給付を受給しているケースと受給していないケースとで取扱いを異にしており、これは現在のイギリスやオーストラリアとは異なる点である。

(77) アメリカの養育費政策の全体像については、打矢恵「アメリカの公的支援制度と養育費強制プログラム」『東洋法学』54巻1号、2010.7、pp.277-282を参照。

(78) 42 U.S.C. 666(b)

(79) 42 U.S.C. 666(b)(1) において指示されている 15 U.S.C. 1673(b) によれば、他に扶養している配偶者又は子がいる場合には可処分所得の 50%（12 週間以上前の養育費については 55%）が、他に扶養している配偶者又は子がいな
い場合には可処分所得の 60%（12 週間以上前の養育費については 65%）が上限とされている。

(80) 42 U.S.C. 666(a)(3)

(81) 42 U.S.C. 666(a)(7)

(82) 42 U.S.C. 666(a)(16)

(83) “Child Support Payments.” Travel.State.Gov website <<https://travel.state.gov/content/travel/en/passports/legal-matters/child-support.html>> なお、1 ドル = 111 円。

(84) 下夷 前掲注(75), pp.292-293.

V イギリス

1 概要

イギリスにおける養育費 (child maintenance) 政策は、1991 年児童扶養法⁽⁸⁵⁾に基づいている。同法は数回にわたって改正が施されており、養育費確保施策の効率化が図られている。

養育費確保施策は、かつては児童扶養庁 (Child Support Agency: CSA) が担っていたが⁽⁸⁶⁾、現在では労働年金省 (Department for Work and Pensions) 内の養育費グループ (Child Maintenance Group) が担当する「養育費サービス」(Child Maintenance Service: CMS) に一元化されている。

CMS の利用は任意である。かつては、同居親が福祉給付を受給している場合は養育費サービス制度が強制的に適用されていたが (福祉給付を受給していない場合は任意)、2008 年から、福祉給付を受給している場合においても養育費サービス制度の利用は任意となった。その意図は、「養育費制度の利用者を減らし、[取り立てた養育費の福祉給付への] 償還のための行政の手間も省くことで、制度運用の効率化をはかり、養育費制度のコストを節約することにある」⁽⁸⁷⁾とされる⁽⁸⁸⁾。

2 養育費の徴収

CMS では、養育費の取決め、非同居親の搜索、父親の確定の支援等を行っている。CMS において取り決められた養育費については、CMS による徴収サービスを利用することが可能である⁽⁸⁹⁾。CMS による養育費の徴収手段として、主に次の 4 つの手段がある。

(1) 給与天引き命令

国務大臣は、養育費を支払う義務のある者 (liable person. 以下「義務者」という。) に対して、適切な額の養育費の支払を確保するために、「給与天引き命令」(deduction from earnings order) を出すことができる⁽⁹⁰⁾。この給与天引き命令は、支払可能な養育費の延滞の場合だけでなく、将来の養育費を確保するためにも出すことができる⁽⁹¹⁾。

給与天引き命令は、義務者を雇用する者に対し、義務者の給与から天引きをし、それを国務大臣に支払うように指示するものである⁽⁹²⁾。国務大臣は、義務者を雇用する者及び義務者に対

⁽⁸⁵⁾ Child Support Act 1991 c.48. 以下脚注において“CSA”と略す。

⁽⁸⁶⁾ 橋爪幸代「ひとり親家庭に対する経済的支援制度と養育費の徴収—イギリスの Child Support 制度の試行錯誤を通して—」『上智法学論集』53 卷 4 号, 2010.3, pp.129-151.

⁽⁸⁷⁾ 下夷 前掲注(8), p.10.

⁽⁸⁸⁾ 養育費サービスの利用の任意化のほか、2014 年 7 月から、養育費サービスの利用に当たって 20 ポンド (約 2,940 円。1 ポンド = 147 円) の申請料及び各サービスに応じた手数料を支払うことが必要になった。ただし、18 歳未満である場合又は DV の被害者である場合は、申請料は不要である (Department for Work and Pensions, *Survey of Child Support Agency Case Closure Outcomes*, December 2016, p.38. <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/576574/r935-child-support-agency-case-closure-outcomes-survey.pdf>; Tim Jarrett and Andrew Mackley, “Child Maintenance Service,” *House of Commons Library Debate Pack CDP-2017-0113*, 13 April 2017, pp.2-3)。

⁽⁸⁹⁾ 下夷美幸「イギリスにおける養育費制度」棚村編著 前掲注(75), p.299.

⁽⁹⁰⁾ CSA s.31(2)

⁽⁹¹⁾ CSA s.31(3)

⁽⁹²⁾ CSA s.31(5)

し、給与天引き命令の写しを送達しなければならない⁽⁹³⁾。

給与天引き命令が出され、かつ、当該命令の写しが義務者を雇用する者に送達されたとき、義務者を雇用する者は当該命令に従う義務を負うことになる。ただし、当該命令の写しが送達された日から数えて7日間は、命令違反の責任を問われない⁽⁹⁴⁾。

なお、天引き禁止所得 (protected income) の制度は存在しないが、これは、養育費の取決めの段階で既に非同居親の所得が考慮されているからであるとされる⁽⁹⁵⁾。

(2) 口座からの引落とし

国務大臣は、義務者の預金口座の取扱者 (deposit-taker)⁽⁹⁶⁾ に対し、当該口座から定期的に一定額を引き落として国務大臣に支払うことを命ずることができる⁽⁹⁷⁾。基本的な仕組みは (1) と同様であるが、その要件として、「当該者が養育費を支払わなかったものと国務大臣が認めたこと」⁽⁹⁸⁾ が明記されている。

また、定期的な引落とし (regular deduction) ではなく、一括的な引落とし (lump sum deduction) を暫定的に命令することもできる (interim order)⁽⁹⁹⁾。この命令は、預金口座取扱者だけでなく、義務者に対して債務を有する第三者に対しても発することができる⁽¹⁰⁰⁾。養育費の支払を怠ったことが要件とされていることは、定期的引落とし命令と同様である。この暫定命令に定められた期間を徒過し、かつ、その間国務大臣に対して何らの意思表示もない場合は、最終命令 (final order) を発することができる⁽¹⁰¹⁾。

(3) 裁判所への「責任命令」の申請

国務大臣は、義務者が養育費の支払を怠り、かつ、当該者にとって給与天引き命令が適当でないと認めたとき又は給与天引き命令が出されたものの養育費の支払を確保する手段として効果的でないことが判明したと認めたときは、治安判事裁判所⁽¹⁰²⁾ に対し、「責任命令」 (liability order) を出すことを申請することができる⁽¹⁰³⁾。

裁判所から義務者に対して責任命令が出された場合、国務大臣は、義務者の財産を差し押さえ、競売にかけることができる⁽¹⁰⁴⁾。ただし、職業上必要とする物や生活必需品は差し押さえることはできない⁽¹⁰⁵⁾。

⁽⁹³⁾ CSA s.31(6)

⁽⁹⁴⁾ CSA s.31(7)

⁽⁹⁵⁾ 碓井 前掲注(5), p.188.

⁽⁹⁶⁾ 養育費サービスのウェブサイトでは「銀行又は住宅金融組合 (bank or building society)」が挙げられている。“Use the Child Maintenance Service or Child Support Agency (CSA).” GOV.UK website <<https://www.gov.uk/child-maintenance/nonpayment-what-happens>>

⁽⁹⁷⁾ CSA s.32A

⁽⁹⁸⁾ CSA s.32A(1)(a). なお、第 31 条にはこのような要件は見当たらない。

⁽⁹⁹⁾ CSA s.32E

⁽¹⁰⁰⁾ CSA s.32E(1)(b)

⁽¹⁰¹⁾ CSA s.32F

⁽¹⁰²⁾ スコットランドの場合は州裁判所 (sheriff) である。

⁽¹⁰³⁾ CSA s.33

⁽¹⁰⁴⁾ CSA s.35(1)

⁽¹⁰⁵⁾ CSA s.35(3)(a)

(4) 裁判所への収監令状発付・運転免許証禁止命令の申請

国務大臣は、治安判事裁判所に対し、義務者の収監のための令状の発付又は運転免許証の所持若しくは取得の禁止命令を申請することができる⁽¹⁰⁶⁾。もっとも、裁判所がこれらの判断をするには、義務者において意図的な拒否又は有責な怠慢があることが必要である⁽¹⁰⁷⁾。運転免許証の所持又は取得の禁止を裁判所が判断するに当たっては、義務者の生計にとっての運転免許証の必要性や、義務者の資力も加味される⁽¹⁰⁸⁾。収監は、最長6週間である⁽¹⁰⁹⁾。

3 徴収された養育費の扱い

かつては、アメリカと同様に、福祉受給ケースでは福祉給付の償還に充てられていた（福祉を受給していないケースでは同居親に配分）。しかし、2010年から、福祉受給ケースにおいても同居親に支払われるようになった⁽¹¹⁰⁾。

VI オーストラリア

1 概要

オーストラリアにおける行政による養育費政策は、1988年養育費（登録及び徴収）法⁽¹¹¹⁾と1989年養育費（査定）法⁽¹¹²⁾とに基づき運用されている。養育費の徴収に関連するのは、前者である。

養育費政策の中心を担う行政機関として、かつては養育費庁（Child Support Agency: CSA）が置かれていた。CSAは、当初は国税庁（Australian Taxation Office）の下の独立機関であったが、1998年から家族・地域サービス省（Department of Family and Community Services）に移管された。しかし、2011年7月の社会福祉政策の改革に伴い、CSAは廃止された。現在では、社会福祉省（Department of Human Services: DHS）の上級幹部職員（SES employee）である養育費登録官（Child Support Registrar. 以下単に「登録官」という。）⁽¹¹³⁾が養育費政策の中心を担っている。

2 養育費の徴収

養育費の取決めは、登録官による養育費の査定、裁判所の命令、当事者間の合意等によってなされる。これらの取決めは、当事者が登録官に対して申請することにより、養育費登録簿（Child Support Register）に登録される⁽¹¹⁴⁾。養育費登録簿に登録された養育費については、主に次のような強制的な徴収手段が用意されている。

⁽¹⁰⁶⁾ CSA s.39A(2)

⁽¹⁰⁷⁾ CSA s.40(3); s.40B(1)

⁽¹⁰⁸⁾ CSA s.39A(3)

⁽¹⁰⁹⁾ CSA s.40(7)

⁽¹¹⁰⁾ 下掲 前掲注89

⁽¹¹¹⁾ Child Support (Registration and Collection) Act 1988. 以下脚注において“CSRCA”と略す。

⁽¹¹²⁾ Child Support (Assessment) Act 1989

⁽¹¹³⁾ CSRCA s.10(2)

⁽¹¹⁴⁾ CSRCA ss.20-32

(1) 給与等からの天引き

(i) 天引きの基本的な仕組み

登録官による養育費の徴収は、給与等からの天引きが基本である⁽¹¹⁵⁾。

登録官は、養育費支払者 (payer) の雇用者に対し、養育費支払者の給与又は賃金から定期的に天引きして登録官に支払うことを指示する通知書を送付することができる⁽¹¹⁶⁾。この通知書の写しは、養育費支払者にも送付しなければならない⁽¹¹⁷⁾。

通知書を受領した雇用者は、養育費支払者の給与又は賃金から天引きして登録官に支払う義務を負う⁽¹¹⁸⁾。雇用者が天引きした額を登録官に支払うことを怠ったり、天引きを怠ったりした場合には、原則的に、過料が科せられる⁽¹¹⁹⁾。

(ii) 保護される収入

給与から満額を天引きすることで養育費支払者の手取りが「保護される収入」(protected earnings)を下回ってしまう場合は、養育費支払者の手元に保護される収入が残るように、天引き額が調整される⁽¹²⁰⁾。2018年現在、保護される収入の額は毎週364.88豪ドル(約30,011円)である⁽¹²¹⁾。

(iii) 雇用者の義務

雇用者は、養育費支払者であることを理由として養育費支払者を解雇したり、給与等の支払を止めたりしてはならない⁽¹²²⁾。また、雇用者は、給与等からの天引きに関連して得た情報を第三者に漏らすことも禁じられる⁽¹²³⁾。さらに、雇用者は、天引きした額等の記録を5年間保存しなければならない⁽¹²⁴⁾。

(2) 社会保障年金等からの天引き

養育費支払者が各種の社会保障年金等 (social security pensions and benefits) を受け取っている場合は、登録官は、それらの年金等から養育費を天引き回収することを大臣に通知することができる⁽¹²⁵⁾。もっとも、養育費支払者が経済的に困窮している場合 (in financial hardship) は、天引きする額を減額することができる⁽¹²⁶⁾。

⁽¹¹⁵⁾ CSRCA s.43(2)

⁽¹¹⁶⁾ CSRCA s.45(1)

⁽¹¹⁷⁾ CSRCA s.45(3)

⁽¹¹⁸⁾ CSRCA s.46

⁽¹¹⁹⁾ CSRCA s.51; s.52

⁽¹²⁰⁾ CSRCA s.46

⁽¹²¹⁾ 1豪ドル=82.25円。オーストラリア政府のウェブサイト (“5.2.4 Employer Obligations for Collection from Salary or Wages.” Australian Government website <<http://guides.dss.gov.au/child-support-guide/5/2/4>>) には、天引き額の具体的な計算の例として、大要次のような事例が挙げられている。A氏は、毎週425豪ドルの給与を得、その中から19豪ドルの税を納めている。A氏が支払うべき養育費は、毎週50豪ドルである。この場合、仮に養育費の満額が天引きされるとなると、A氏の手元に残るのは(425-19-50=)356豪ドルである。ところが、2018年1月1日の「保護される収入」は364.88豪ドルである。そこで、天引きされる養育費の額は、(425-19-364.88=)41.12豪ドルに調整される。

⁽¹²²⁾ CSRCA s.57

⁽¹²³⁾ CSRCA s.58

⁽¹²⁴⁾ CSRCA s.59

⁽¹²⁵⁾ CSRCA s.72AA

⁽¹²⁶⁾ CSRCA s.72AA(2)(d)(ii)

年金等からの天引き以外の手段（給与等からの天引き等）によって養育費の回収が可能である場合は、それらの手段によることが考慮されなければならない⁽¹²⁷⁾。

退役軍人年金（veterans' pensions and allowances）についても、同様の仕組みがある⁽¹²⁸⁾。

(3) 「家族税制優遇」からの天引き

養育費支払者が「家族税制優遇」（Family Tax Benefit: FTB）⁽¹²⁹⁾を受け取っている場合、登録官は、FTBを運営するセンターリンク（Centrelink）⁽¹³⁰⁾に対し、FTBから養育費を天引きし、登録官に送ることを要求することができる⁽¹³¹⁾。

ただし、天引きの対象となるFTBは、養育費によって養育されるべき子のために養育費支払者に給付されるFTBに限られる⁽¹³²⁾。

(4) 税還付からの回収

登録官は、国税庁長官に対し、養育費支払者に対して支払われるべき税還付金又は養育費のいずれか少ない金額を、登録官に支払うことを求めることができる⁽¹³³⁾。もっとも、養育費支払者が経済的に困窮している場合は、登録官の判断によって税還付からの回収額を減額することができる⁽¹³⁴⁾。

(5) 第三者からの回収

登録官は、養育費支払者に金銭を支払うべき義務を負う者（第三者）に対し、当該金銭を登録官に支払うことを要求することができる⁽¹³⁵⁾。合理的な理由なくこれを拒んだり怠ったりした者は、過料が科せられる⁽¹³⁶⁾。

ただし、この手段は、将来の養育費をあらかじめ回収するために使うことはできない⁽¹³⁷⁾。

(6) 出国禁止命令

登録官は、次の4つの要件を満たす場合は、出国禁止命令を出すことができる⁽¹³⁸⁾。すなわち、

⁽¹²⁷⁾ “5.2.5 Collection from Social Security Pensions & Benefits.” Australian Government website <<http://guides.dss.gov.au/child-support-guide/5/2/5>>

⁽¹²⁸⁾ CSRCA s.72AC

⁽¹²⁹⁾ 「FTBは“Tax Benefit”（税制優遇）と命名されており、「税法」に根拠規定を持つものではあるが、実態としては、あくまで直接的な現金給付措置である。」加藤慶一「オーストラリアとニュージーランドの税・給付制度—累進度および再分配効果と効率性等との相克—」『レファレンス』757号, 2014.2, p.56. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8426051_po_075703.pdf?contentNo=1>

⁽¹³⁰⁾ センターリンクは、「オーストラリア政府の出先機関であり、社会保障給付等のサービスを行っている」機関である。中川秀空「オーストラリアの年金制度の現状と課題」『レファレンス』747号, 2013.4, p.9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8200259_po_074701.pdf?contentNo=1>

⁽¹³¹⁾ CSRCA s.72AB

⁽¹³²⁾ CSRCA s.72AB(1)(b)

⁽¹³³⁾ CSRCA s.72

⁽¹³⁴⁾ “5.2.8 Tax Refund Intercepts.” Australian Government website <<http://guides.dss.gov.au/child-support-guide/5/2/8>>

⁽¹³⁵⁾ CSRCA s.72A

⁽¹³⁶⁾ CSRCA s.72A(2); (2A)

⁽¹³⁷⁾ “5.2.9 Collection from Third Parties.” Australian Government website <<http://guides.dss.gov.au/child-support-guide/5/2/9>>

⁽¹³⁸⁾ CSRCA s.72D(1)

①当該者に養育費支払義務があること、②当該養育費支払義務を果たすための十分な合意 (satisfactory arrangement) がなされていないこと、③当該者が継続的に、かつ、合理的な理由なく、養育費の支払を怠っていると登録官が確信すること、④出国禁止命令を出すことが望ましいと登録官が合理的根拠に基づいて判断すること、である。

3 徴収された養育費の扱い

オーストラリアでは、徴収された養育費は同居親に支払われる⁽¹³⁹⁾。

おわりに

本稿では、諸外国における養育費の確保のための施策を、各国の法律の条文を辿りながら概観してきた。スウェーデンを始めとする立替型の養育費確保施策は「国家による子どもの扶養保障を目指す政策」であり、アメリカを始めとする取立型の養育費確保施策は「国家による父〔非同居親〕の扶養責任の追及に向かう政策」である⁽¹⁴⁰⁾というように、類型ごとに共通する性格があることが観察される。その一方で、同じ類型に属する施策であっても、各国ごとにそれぞれ特徴が存在するということがまた垣間見ることができる。

もちろん、諸外国の養育費確保施策は、これまで何度も改正を経てきたものであるし、今後とも変化を続けていくことであろう。本稿は、2018年時点の各国の施策を、法的仕組みの観点から描出したものに過ぎない。各国の養育費確保施策の全体像を捉えるためには、各国の家族政策や社会政策全体の中に養育費確保施策を位置付ける必要があるし、それらの施策が実際にどのように機能しているのかを把握するためには、各国の社会、家族、行政等の実態に関する知見を踏まえた総合的な考察が必要となるであろう。

(ふじと よしたか)

⁽¹³⁹⁾ 下夷美幸「オーストラリアにおける養育費制度」棚村編著 前掲注(75), p.305.

⁽¹⁴⁰⁾ 下夷 前掲注(65), p.92.